

第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般療病医療機関の指定の辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同令第十六条の規定により告示する。

平成五年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
木村皮膚泌尿器科医院	米子市東倉吉町六八	平成五年十月十三日
竹内医院	米子市祇園町二丁目一〇〇	〃

鳥取県告示第八百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、上北条土地改良区の定款の変更を平成五年十月十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）奥渡地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成五年十月十三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成五年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字中原字西谷東平九〇四の三・九〇四の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷七七の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百十八号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成五年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

94	登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
	山口 巖		八頭郡河原町大字北村	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	山口巖苗畑	八頭郡河原町大字北村

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

平成五年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年十月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 日時 平成五年十月二十五日(月) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題 平成五年度青年リーダー研修会開催要領について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成五年十月十九日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スーパーキャノンDX	株式会社平和
〃	冒険島	〃
〃	モッキンバード	株式会社ニューギン

〃	CR遊博物語	〃
〃	CRモッキンバード	〃
〃	キャプテンバード	〃
〃	CRレザインースオーブン	〃
〃	パンチヨス	〃
〃	モンスター	〃
〃	ザジバチ甲子園	豊丸産業株式会社
〃	ドンペッパ2	〃

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成5年11月2日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成5年10月19日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

○法第6条第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所
はるやま商事株式会社
岡山市表町一丁目2-3
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
紳士服のはるやま米子店
米子市米原五丁目6-35
- 3 現在の店舗面積
489㎡
- 4 増加しようとする店舗面積
374㎡
- 5 店舗面積を増加する日
平成6年3月9日